焼却施設の受入基準について

▼エコクリーンプラザみやざきの焼却施設に搬入できるごみは、次のとおり大きさに制限があります。

①燃やせるごみ	1m以内
②剪定枝等	長さ1m×直径12cm以内

ア)長さを制限している理由について

燃やせるごみをクレーンで掴んで投入するホッパの排出口の大きさ(幅)が、「約1m」となっているためです。1m以上の燃やせるごみは、下図のようにホッパを詰まらせる恐れがあります。

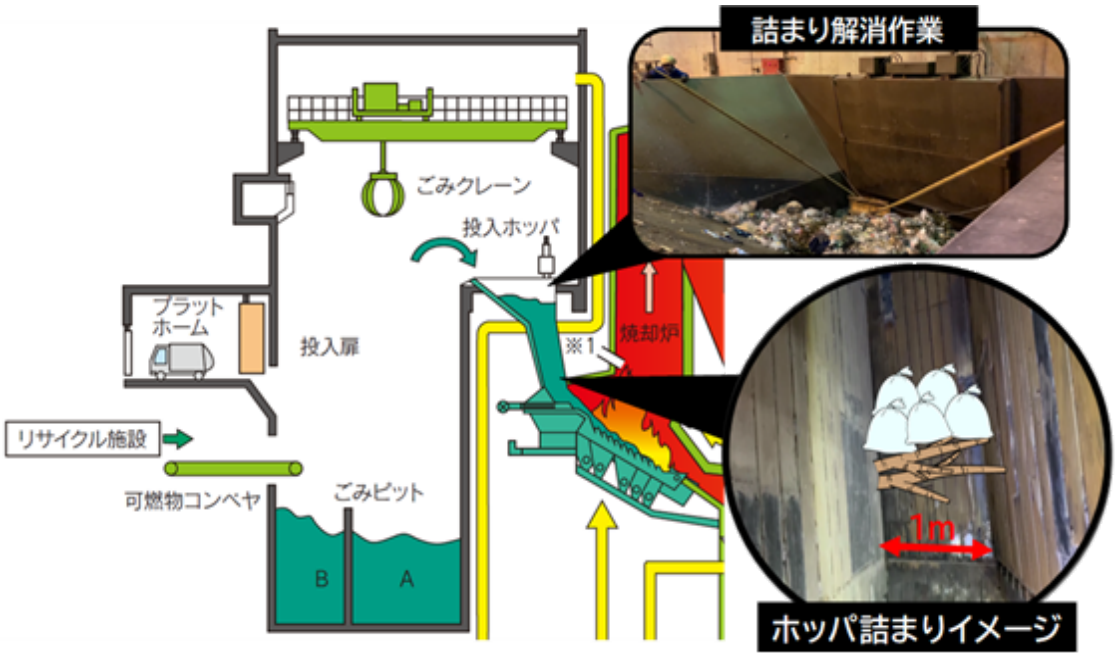

➤ホッパ詰まりが発生すると

ホッパに詰まりが生じた場合、職員がホッパ解除装置や竹の棒を用いて詰まりの解消を試みます。長時間詰まりが解消できない場合は、焼却炉の停止を行い、内部から詰まりを解消する必要があります。

➤焼却炉が停止すると

焼却炉を停止した後に、炉を再稼働するには大量の燃料を使用する必要があるため、場合によっては数十万円～数千万円規模の費用を要することなります。

イ)剪定枝等の太さを制限している理由について

剪定枝等については、12cm以上の太さになると、焼却炉内で燃え残り、灰押出装置や焼却灰コンベアに詰まり、施設故障の原因となります。剪定枝以外に金属類も詰まりやすく、設備故障の原因となります。

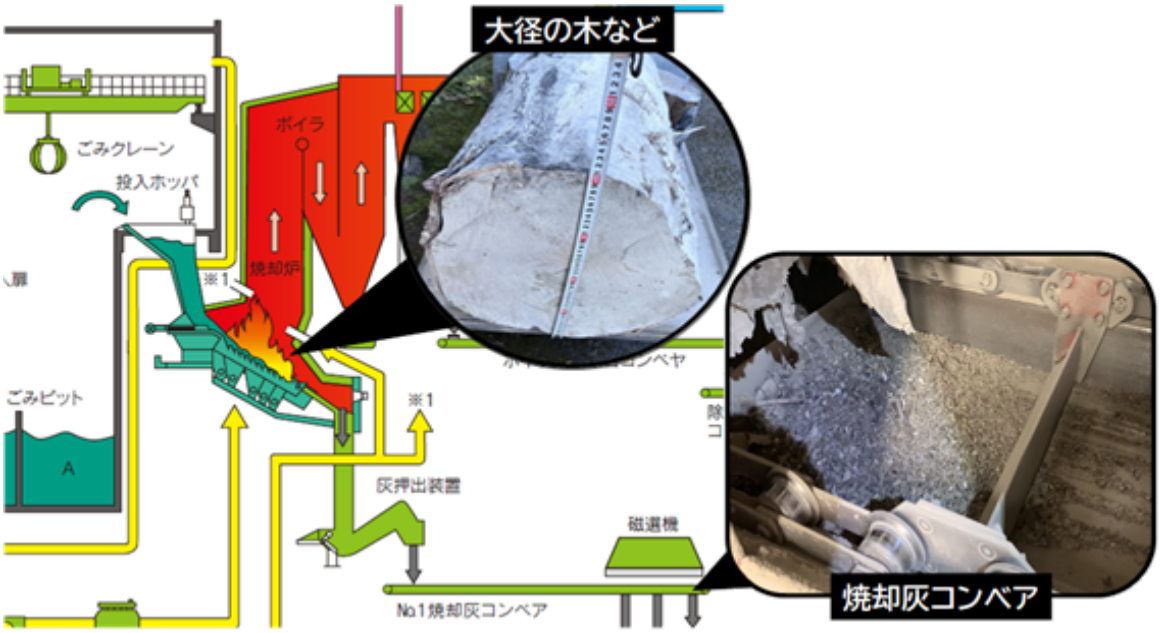

エコクリーンプラザみやざきからのお願い①

エコクリーンプラザみやざきには、宮崎市のほか、国富町、綾町、西都児湯郡域から毎日約400tの燃やせるごみが搬入されています。

受入基準の大きさを超える廃棄物によって焼却施設が故障した場合、施設復旧までの間、宮崎市、国富町、綾町、西都児湯郡域からの**燃やせるごみの受入を停止せざるを得ない状況が生じます**ので、受入基準の遵守にご協力をお願いいたします。